

## 国土交通省等のいわゆるダンピング対策に係る実験計画(検討中を含む)

黒:一部地整等で実施中 青:今後追加的に検討・実施

平成18年9月10日現在

テーマ	No	施策概要	要	取組地等(実施中:黒、今後実施:赤、検討中:緑)	
入札契約に係るもののみ	総合評価方式	1	H17から拡大した加算点枠(10~50点)の運用拡大		中部、関東、九州、近畿、中国
		2	個々の工事特性により重視評価項目を選択し、評価点アップ		関東
		3	総合評価方式における評価点の相対評価を行い評価点を再配分の試行		九州
		4	企業の社会性・信頼性を重視した総合評価(簡易型における重点的な得点配分等)の試行。		東北、中部、近畿、九州
		5	施工体制評価型総合評価の試行(WTO以外:一般土木B,Cランクに試行)		北陸
		6	低入札工事を施工中の競争参加者については、当該期間中の入札において、総合評価から加算点を減点。		四国、東北
		7	低入札を行った競争参加者については、落札率に応じて加算点の減点、又は入札価格の増額評価を実施。		四国
		8	低入札を行った競争参加者については、加算点を減点。		関東、九州
		9	低入札を行った競争参加者のうち、過去の工事成績が一定基準に満たない者は、加算点を減点。		北陸
		10	低入札工事をを行った者については、以後の競争参加において、当該低入札工事の落札率等を勘案して、加算点を減点。		中国
	資格要件	11	資格要件の緩和として施工実績の延長(今後毎年1年間延長し、最大15年とする)		関東
		12	分任官一般土木工事等で、工事実績年数を過去10年から15年に延長		近畿
	VE提案	13	・全社に(VE)技術提案を求め、未(白紙)提出者の参加を認めない ・技術力評価格差方式の試行として、トップ満点、ビリ0点とし評価点を再配分		関東
		14	WTO以外の案件について、H17から「標準案より優れた提案」でないと参加を認めない		中部、北陸
	競争参加資格	15	競争参加資格の確認時点において、低入札工事を施工中であり、かつ低入札工事成績が基準未達の者については、競争に参加させない。		東北
		16	競争参加資格の確認時点において、低入札工事の施工中であり、かつ過去の2カ年の工事成績の平均値が基準未達の場合は、競争に参加させない。		北海道、中部、近畿、中国
		17	競争参加資格の確認時点において、低入札工事を施工中の者については、工事が完了するまでの間、入札に参加させない。ただし、施工中の低入札工事中間検査の成績により、競争参加を許可する。		九州
		18	過去に低入札工事をを行った競争参加者については、総合評価における加算点のうち基本企業評価点を減点・累計し、その結果、基本企業評価点がマイナスとなる場合は、競争に参加させない。		四国
		19	低入札工事において一定基準に満たない工事成績を有する場合、一定期間入札に参加させない。		北陸、沖縄
		20	前年度の低入札工事において一定基準に満たない工事成績を有する場合、当該年度の入札に参加させない。		中国
		21	低入札を行った競争参加者については、その内訳において、「直工」「共通」「現場」「一般」の経費が、定めた基準を満たさない場合は、落札者としな		中国
		22	低入札工事については70点未満の工事成績は、実績として認めない		近畿
		23	重要構造物については、過去2年間で60点未満の実績を有する企業の競争参加を認めない。		北陸、中部、
		24	県及び政令市発注工事での実績のうち、当該工事成績が65点未満の実績については、競争参加資格として認めない。		中部
		25	建設共同企業体について、全ての構成員が同種・類似工事の施工実績を有することを義務付ける。		中部
		26	WTO工事を対象に施工体制事前提出方式を導入、効果検証をする		近畿
		入札ポンド	27	入札ポンドをWTO以外の分任官工事で試行拡大	
	28		入札参加に当たって納税証明書等の添付		東北
	29		入札ポンドの試行にあわせて前払い金を低減した出来高部分払い方式等を組み合わせる		近畿
(2)当該工事以外に適用	競争参加資格	30	他地整における低入札情報の活用(他地整で発生した低入札企業についても入札に参加させない)		中国
		31	低入札を連続的、断続的に行った企業について、公正取引委員会へ報告する		中国
		32	低入札工事後の工事成績が65点未満であった場合、当該工事成績通知以降1ヶ月間に公告される他の工事において入札参加を認めない		九州
	総合評価方式	33	低入札で落札決定後、契約辞退した場合、指名停止終了後、一定期間企業評価点を減点の拡大		四国
		34	工事成績が一定基準に満たない低入札工事をを行った者については、当該工事完成後の一定期間に参加する入札において、評価値を減点。		関東、北陸、中部、近畿、四国、沖縄
		45	低入札を行った者で、過去2カ年の工事成績が基準未達の場合、低入札工事後一定期間評価点を減点。		中部
36	完成後の工事コスト調査で、重点調査時の結果と乖離が明らかになった場合は、当該工事の工事成績の減点、又はその者について以後一定期間の評価値を減点。		関東、中部、近畿		
入札契約に係るもの以外	(3)重点調査の拡大	37	低入札調査対象工事ヒアリング時の追加対策として、品質確保確認書の提出		関東
	(4)立入調査の強化	38	低入札調査対象工事は、施工中に施工体制点検を全て実施する。点検結果については、局内の発注担当部局と建設業許可部局が連携してダンピング受注対策を検討する組織に報告し、積極的な立入調査を実施に活用する。		九州
	(5)発注者の監督・検査等の強化	39	品質管理の項目や頻度の増加(監督頻度の増加等)。		北海道、東北、北陸、近畿、沖縄、中部
		40	「低入札価格調査」を基に、その履行状況をチェックし、齟齬があれば「不正又は不誠実な行為」とみなし指名停止処分とする		北陸
		41	鋼橋上部工事において、調査基準価格を下回って契約する企業を対象に、第三者の立会いを含めた抜き打ち的な検査を実施する		中部
	42	予定価格2億円以上の低入札調査対象工事における安全対策の一環として受注者負担によるモニターカメラ設置する。		九州	
	(6)受注者側技術者の増員の対象拡大	43	・低入札工事全てにおいて、現場代理人と管理技術者への兼務体制不可 ・工事成績の引き上げ ・WTO増員の拡大(3名体制)		中国、北陸
		44	監理技術者と同等の技術者を増員する対象工事の拡大。		東北、関東、中部、近畿、九州
		45	WTO対象工事では、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないとともに、監理技術者同等の技術者の増員(3名体制)を義務づけ。		関東、北陸、沖縄
		46	自主検査頻度を通常の2倍程度に増加。また、定期的な進捗状況の報告を義務づけ。		中部、近畿
	(7)その他	47	低入札価格調査の原点に立ち返り、調査結果に基づく排除の是非について検討を行う		北陸
48		出来高部分払い方式における前金の一層の低減や、工事種別、経営事項審査のY点、落札率に応じて前払金の支払額を低減。		中国、四国	